

令和6年5月28日

中国電力株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、中国電力株式会社（以下「中国電力」といいます。）に対し、同社が供給する家庭用の電気の小売供給のうち、「ぐっとずっと。プラン スマートコース」と称する電気料金を適用する電気の小売供給及び「ぐっとずっと。プラン シンプルコース」と称する電気料金を適用する電気の小売供給の各役務の取引に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を発出しました。

1 違反行為者の概要

名 称 中国電力株式会社（法人番号 4240001006753）
所 在 地 広島市中区小町4番33号
代 表 者 代表取締役 中川 賢剛
設立年月 昭和26年5月
資 本 金 1970億2440万円（令和6年5月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る役務

「ぐっとずっと。プラン スマートコース」と称する電気料金を適用する電気の小売供給（以下「スマートコース」という。）及び「ぐっとずっと。プラン シンプルコース」と称する電気料金を適用する電気の小売供給（以下「シンプルコース」といい、これらを併せて「本件2役務」という。）の各役務のうち、別表1「役務」欄記載のスマートコース（以下「特定スマートコース」という。）及びシンプルコース（以下「特定シンプルコース」といい、これらを併せて「特定本件2役務」という。）の各役務

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

自社ウェブサイト及び「ぐっとずっと。Eサービスガイドブック」と称するパンフレット（以下「パンフレット」という。）

イ 課徴金対象行為をした期間

令和4年4月1日から令和5年1月12日までの間

ウ 表示内容（表示例：別紙1ないし別紙4）

(ア) スマートコース

例えば、令和4年4月1日から同年6月19日までの間、自社ウェブサイ

トにおいて、「ご家庭のお客様に最も多くご契約いただいている『従量電灯A』よりも、1年間で約1,200円※¹おトクになる新コースです。※²」、「電気のご使用量が比較的少なく、時間帯を気にせずに電気をご使用になりたいお客さま（月平均ご使用電力量400kWh以下）におすすめです。」等と表示するなど、別表2「表示期間又は配布期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、少なくとも月平均の使用電力量が400kWh以下の場合のスマートコースの電気料金は「従量電灯A」と称する電気料金を適用する電気の小売供給（以下「従量電灯A」という。）の電気料金より安価であるかのように表示していた。

(1) シンプルコース

例えば、令和4年4月1日から同月27日までの間、パンフレットにおいて、「『従量電灯A』で電気をたくさん使うご家庭なら年間約10,000円おトクに！※²」、「ご家族が多いご家庭や、昼間は家にいることが多いお客さまなど、ご使用量が月平均400kWhを超えるお客さまにおすすめです。」等と表示するなど、別表3「表示期間又は配布期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、少なくとも月平均の使用電力量が400kWhを超える場合のシンプルコースの電気料金は従量電灯Aの電気料金より安価であるかのように表示していた。

エ 実際

前記ウの表示について、令和4年4月1日から令和5年1月12日までの間において本件2役務に適用される燃料費調整額が従量電灯Aに適用される燃料費調整額を上回るため、スマートコースにおいて月平均の使用電力量が400kWh以下の場合であってもスマートコースの電気料金が、また、シンプルコースにおいて月平均の使用電力量が400kWhを超える場合であってもシンプルコースの電気料金が、それぞれ、従量電灯Aの電気料金より安価にならない場合があった。

(3) 課徴金対象期間

令和4年4月1日から令和5年6月27日までの間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

中国電力は、特定本件2役務の各役務について、それぞれ、前記(2)ウの表示の裏付けとなる根拠を十分に確認することなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていました。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

中国電力は、令和7年1月6日までに、別表4「課徴金額」欄記載の額を合計した16億5594万円を支払わなければならない。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話 03(3507)9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

別表 1

役務
スマートコースのうち、月平均の使用電力量が400kWh以下の場合であって、スマートコースの電気料金が従量電灯Aの電気料金より安価にならなかったもの
シンプルコースのうち、月平均の使用電力量が400kWhを超える場合であって、シンプルコースの電気料金が従量電灯Aの電気料金より安価にならなかったもの

別表2

表示期間又は配布期間	表示媒体	表示内容
令和4年4月1日から同年6月19日までの間	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気料金を少しでも安くしたい。どのコースがおすすめなの？」 ・「電気料金が年間約1,200円※¹おトクに！」 ・「ご家庭のお客さまに最も多くご契約いただいている『従量電灯A』よりも、1年間で約1,200円※¹おトクになる新コースです。※²」 ・「電気のご使用量が比較的少なく、時間帯を気にせずに電気をご使用になりたいお客様（月平均ご使用電力量400kWh以下）におすすめです。」 <p style="text-align: right;">(別紙1)</p>
令和4年6月20日から令和5年1月12日までの間		同上
令和4年4月1日から同月27日までの間	パンフレット	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気代を少しでも安くしたい方におすすめ」 ・「『従量電灯A』から変更するだけで年間約1,200円おトクに！※²」 ・「電気のご使用量が比較的少なく、時間帯を気にせずに電気をご使用になりたいお客様（月平均ご使用量400kWh以下）におすすめです。」 ・「毎月約100円※²おトク」 ・「電気料金（1ヶ月の使用電力量が260kWhの場合）※²※³として、「従量電灯A 6,358円/月⇒スマートコース 6,256円/月」と記載したグラフ <p style="text-align: right;">(別紙2)</p>
令和4年4月28日から令和5年1月12日までの間		<ul style="list-style-type: none"> ・「電気代を少しでも安くしたい方におすすめ」 ・「『従量電灯A』から変更するだけで年間約1,200円おトクに！※²（燃料費調整額を除きます）」 ・「電気のご使用量が比較的少なく、時間帯を気にせずに電気をご使用になりた

表示期間又は 配布期間	表示媒体	表示内容
		<p>いお客さま(月平均ご使用量 400 kWh 以下)におすすめです。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「毎月約100円※2おトク」 ・「電気料金(1カ月の使用電力量が260 kWhの場合)※2※3」として、「従量電灯A 6, 358円/月⇒スマートコース6, 256円/月」と記載したグラフ

別表3

表示期間又は配布期間	表示媒体	表示内容
令和4年4月1日から同年6月19日までの間	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> 「電気をたくさん使う家庭向けのおトクなコースはないの？」 「よりわかりやすく、よりおトクに。基本料金がなく、電力量料金の単価を一本化したシンプルなコースが登場しました。※¹」 「現在『従量電灯A』をご契約いただいているお客さままで、ご家族が多いご家庭や、昼間は家にいることが多いお客さまなど、電気のご使用量が月平均400kWhを超えるお客さまにおすすめです。」 <p>(別紙3)</p>
令和4年6月20日から令和5年1月12日までの間		同上
令和4年4月1日から同月27日までの間	パンフレット	<ul style="list-style-type: none"> 「電気をたくさん使う方におすすめ」 「『従量電灯A』で電気をたくさん使うご家庭なら年間約10,000円おトクに！※²」 「ご家族が多いご家庭や、昼間は家にいることが多いお客さまなど、ご使用量が月平均400kWhを超えるお客さまにおすすめです。」 「毎月約850円※²おトク」 「電気料金（1ヶ月の使用電力量が600kWhの場合）※²※³として、「従量電灯A 16,323円/月⇒シンプルコース 15,468円/月」と記載したグラフ <p>(別紙4)</p>
令和4年4月28日から令和5年1月12日までの間		<ul style="list-style-type: none"> 「電気をたくさん使う方におすすめ」 「『従量電灯A』で電気をたくさん使うご家庭なら年間約10,000円おトクに！※²（燃料費調整額を除きます）」 「ご家族が多いご家庭や、昼間は家にいることが多いお客さまなど、ご使用量が

表示期間又は 配布期間	表示媒体	表示内容
		<p>月平均400kWhを超えるお客様におすすめです。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「毎月約850円※²おトク」 ・「電気料金（1ヶ月の使用電力量が600kWhの場合）※²※³」として、「従量電灯A16, 323円/月⇒シンプルコース15, 468円/月」と記載したグラフ

別表 4

役務	売上額	課徴金額
特定スマートコース	36,205,954,077 円	1,086,170,000 円
特定シンプルコース	18,992,445,823 円	569,770,000 円

新規登録

ログイン

電化住宅

- ぐっとずっと。クラブについて
- ぐっとずっと。Eサービスについて
- 電気料金メニュー
- 電化住宅
- 首都圏のお客さま
- 各種お手続き
- お役立ち情報
- よくあるご質問・お問い合わせ

HOME > 電気料金メニュー > スマートコース

- 電気料金メニュー
- スマートコース
 - シンプルコース
 - ナイトホリデーコース
 - 電化Styleコース
 - 再エネ・グリーンプラン
 - 従来の電気料金メニュー観
- 首都圏のお客さまへのサービス
- 電気料金シミュレーション
- ライフスタイル別 簡単シミュレーション
 - 電気料金の試算
 - 契約変更シミュレーション
- 中国電力の代理・媒介業者一覧

スマートコース

Q 電気料金を少しでも安くしたい。
どのコースがおすすめなの?

A 電気料金が年間約1,200円^{※1}おトクに!
「ぐっとずっと。プラン」の
基本コース

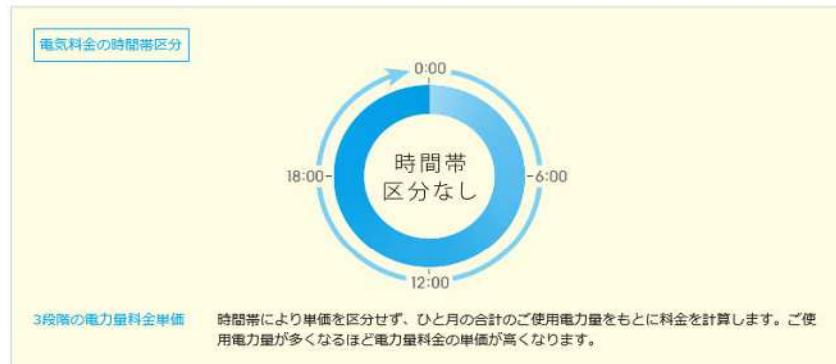
現在ご契約の金額よりも
おトクになる基本のコースを
ご用意しました。



ぐっとずっと。プラン

スマートコース

ご家庭のお客さまに最も多くご契約いただいている「従量電灯A」よりも、1年間で約1,200円^{※1}おトクになる新コースです。^{※2}電気のご使用量が比較的少なく、時間帯を気にせずに電気をご使用になりたいお客さま（月平均ご使用電力量400kWh以下）におすすめです。



ココがPOINT!

従来の「従量電灯A」にくらべ、
最低料金を約100円割安に設定。

336.87円

227.37円

「ぐっとずっと。プラン」スマートコース

料金単価 料金単価は、消費税等相当額を含みます。

基底料金		
最初の15kWhまで	1契約	227.37円
電力量料金		
15kWhを超える120kWhまで	1kWh	20.79円
120kWhを超える300kWhまで	1kWh	27.47円
300kWh超え	1kWh	29.59円

料金計算式 各単価は、消費税等相当額を含みます。

基底料金		
最初の15kWhまで	1契約	227.37円

電力量料金	15kWhを超える120kWhまで	20.79円×ご使用電力量（該当部分）
	120kWhを超える300kWhまで	27.47円×ご使用電力量（該当部分）
	300kWh超過	29.59円×ご使用電力量（該当部分）
	計	上記各金額の合計
燃料費調整額		燃料費調整単価×ご使用電力量
再生可能エネルギー発電促進賦課金		再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×ご使用電力量
合計金額		上記各金額の合計

- 再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額の端数処理は、円未満切り捨てとなります。
- 最初の15kWhまでは、最低料金に適用される燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価が適用されます。

- ※1 「ぐっとずっと。クラブ」に入会し、スマートコースを契約した場合の金額と、電気特定小売供給約款（2020年10月1日実施）に定める従量電灯Aを契約した場合（口座振替割引を適用しない場合）の金額の比較。（1ヶ月の電気使用量が260kWhの場合）
金額は消費税等相当額を含み、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まれません。
なお、従量電灯Aは、平均燃料価格の上乗を39,000円／kWhとして燃料費調整額を算定しますので、燃料費調整額等を含めた実際の料金の差額とは異なる場合があります。（詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。）
- ※2 電気サービス約款の電灯需要（最大需要容量6kVA未満）の適用範囲に該当する需要で、お客さまが1年を通じてスマートコースの適用を受けることを希望される場合に適用します。「ご契約に関する重要な事項のご説明」に同意のうえ、お申込みください。
- ※3 口座振替割引が適用されている場合は、差額は約55円となります。

【本ページに記載の電気料金等について】
 • 電気料金単価は、2021年4月1日実施の電気サービス約款・料金表に基づき記載しています。
 • 燃料費調整額は、発電に使う原油、LNGおよび石炭の燃料価格の変動を、すみやかに電気料金に反映させる「燃料費調整制度」に基づくものです。
 • 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、法令等に基づき、太陽光発電等で作られた電気を、国が定めた単価で買い取り、その費用をお客さまに、ご使用量に応じて電気料金の一部としてご負担いただくものです。
 • 運営供給約款が適用される島根県の隠岐島（島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島）および山口県の見島のお客さまは、新料金「ぐっとずっと。プラン」にはご加入いただけません。
 • 支払期日（毎月初の翌日から30日目）経過後に支払いをいたしました場合は、その経過日数に応じて年利10%の延滞利息を、原則として、延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてご請求させていただきます。なお、支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、支払利息を申し受けません。（11日目以降は、支払期日翌日から起算した日数分の延滞利息を申し受けます。）また、延滞利息は、当該料金の3%を上限とします。（詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。）

[ご契約に関する重要な事項のご説明](#)

＼ ぐっとずっと。クラブ会員のお客さま限定 ／

WEBからのお申し込みで、電気代が割引に！



おトクなタイムサービスの詳細は[こちら](#)

入会金
年会費
無料

今すぐご登録ください。

● サービスご利用開始までの流れは[こちら](#)  動画も公開中！

中国電力 会員制WEBサイト

ぐっとずっと。 クラブ

ご入会は[こちら](#)

会員の方は[こちら](#)

暮らしのサポートサイト
ぐっとずっと。WEB

ぐっとずっと。Biz > サイトご利用条件 > リンク集 >

サイトマップ > 運営主体 >



おトクな料金メニュー

ぐっとずっと。プラン

あなたにぴったりのメニューが選べる!
ご利用開始は早いほどおトクです。

電気代を少しでも安くしたい方におすすめ

ぐっとずっと。プラン

スマートコース

※1

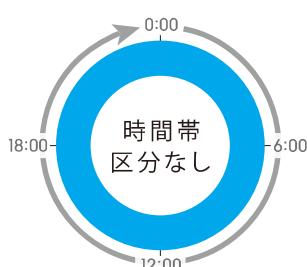
※2

「従量電灯A」から変更するだけで
年間約1,200円おトクに!

電気のご使用量が比較的少なく、時間帯を気にせずに電気をご使用になりたい
 お客さま(月平均ご使用量400kWh以下)におすすめです。

毎月
**約100円^{※2}
 おトク**

電気料金の時間帯区分



3段階の電力量料金単価
 時間帯により単価を区分せず、ひと月の合計のご使用電力量をもとに料金を計算します。ご使用電力量が多くなるほど電力量料金の単価が高くなります。

電気料金(1ヵ月の使用電力量が260kWhの場合)^{※2}^{※3}

料金単価

最低料金	最初の15kWhまで	1契約	227.37円
電力量料金	15kWhを超え120kWhまで	1kWh	20.79円
	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	27.47円
	300kWh超過	1kWh	29.59円

料金計算式

最低料金	最初の15kWhまで	227.37円
電力量料金	15kWhを超え120kWhまで	20.79円 × ご使用電力量(該当部分)
	120kWhを超え300kWhまで	27.47円 × ご使用電力量(該当部分)
	300kWh超過	29.59円 × ご使用電力量(該当部分)
燃料費調整額		燃料費調整単価 × ご使用電力量
再生可能エネルギー発電促進賦課金		再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × ご使用電力量
合計金額		上記各金額の合計

○再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額の端数処理は、円未満切り捨てとなります。

○最初の15kWhまでは、最低料金に適用される燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価が適用されます。

○料金単価は、消費税等相当額(10%)を含みます。

※1 電気サービス約款の電灯需要(最大需要容量6kVA未満)の適用範囲に該当する需要で、お客さまが1年を通じてスマートコースの適用を受けることを希望される場合に適用します。「ご契約に関する重要事項のご説明」(P29~30)をご確認のうえ、お申し込みください。

※2 「ぐっとずっと。クラブ」に入会し、スマートコースを契約した場合の金額と、電気特定小売供給約款(2020年10月1日実施)に定める従量電灯Aを契約した場合(口座振替割引を適用しない場合)の金額の比較。

※3 金額は消費税等相当額を含み、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は含みません。

ぐっとずっと。WEB トップ	ぐっとずっと。Eサービスについて知りたい	ぐっとずっと。クラブについて知りたい	電気料金メニューについて知りたい	停電・災害時に役立つ情報を知りたい	お客さまの声のご紹介&お知らせなど	首都圏のお客さまへのサービス
----------------	----------------------	--------------------	------------------	-------------------	-------------------	----------------

HOME > 電気料金メニューについて知りたい > シンプルコース

電気料金メニューについて知りたい

» 基本の電気料金メニュー(電灯契約)

» ご家庭用の料金メニュー一覧

» スマートコース

» シンプルコース

» ナイトホリデーコース

» 電化Styleコース

» 首都圏のお客さまへのサービス

» 従来の電気料金メニュー一覧

» 中国電力の代理・媒介業者一覧

自分に合った料金メニューを調べたい

» ライフスタイル別の電気料金メニュー選択方法の目安

電気料金シミュレーション

» 電気料金計算サービス □

» 契約変更シミュレーション □

電気料金メニューについて知りたい

シンプルコース



電気をたくさん使う家庭向けの
おトクなコースはないの?

A 電気をたくさん使っても
料金単価が変わらない
シンプルなコース

昼間、ご自宅で過ごされる方や、
ご家族の多いお客さまに
おすすめのコースが
あります。



ぐっとずっと。プラン

シンプルコース

よりわかりやすく、よりおトクに。基本料金がなく、電力量料金の単価を一本化したシンプルなコースが登場しました。^{※1}
現在「従量電灯A」をご契約いただいているお客さまで、ご家族が多いご家庭や、昼間は家にいることが多いお客さまなど、電気
のご使用量が月平均400kWhを超えるお客さまにおすすめです。

電気料金の時間帯区分



一律の電力量料金単価

時間帯により単価を区分せず、ひと月の合計のご使用電力量をもとに料金を計算します。ご使
用電力量にかかわらず、電力量料金の単価は一律です。

ココが
POINT!

一律の電力量料金単価に
ひと月のご使用電力量を
乗じて、料金を計算します。^{※2}

電力量料金

基本料金なし

+ 25.78円/kWh × ご使用電力量

(最低月額料金 1,650.00円)

料金単価 料金単価は、消費税等相当額を含みます。

電力量料金

1kWh

25.78円

最低月額料金

1契約

1,650.00円

料金計算式 各單価は、消費税等相当額を含みます。

電力量料金

25.78円×ご使用電力量

燃科費調整額

燃科費調整単価×ご使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×ご使用電力量

合計金額

上記各金額の合計

- 再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額の確定処理は、円未満切り捨てとなります。
- ご使用電力量に応じて算定した金額が最低月額料金を下回る場合（使用開始月および満止月を除く）は、最低月額料金に再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額をご請求します。

※1 電気サービス約款の電灯需量（最大需量容量6kVA未満）の適用範囲に該当する需要で、お客様が1年を通してシンプルコースの適用を受けることを希望される場合に適用します。「ご契約に関する重要事項のご説明」に同意のうえ、お申し込みください。

※2 最低月額料金（1契約1,650.00円）の設定があります。

[本ページに記載の電気料金等について]

- 電気料金単価は、2019年10月1日実施の電気サービス約款・料金表に基づき記載しています。
- 燃科費調整額は、発電に使う原油、LNGおよび石炭の燃科價格の変動を、すみやかに電気料金に反映させる「燃科費調整制度」に基づくものです。
- 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、法令等に基づき、太陽光発電等で作られた電気を、国が定めた単価で買い取り、その費用をお客さまに、ご使用量に応じて電気料金の一部としてご負担いただくものです。
- 離島供給約款が適用される島根県の櫛島（島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島）および山口県の鬼頭のお客さまは、新料金「ぐっとずっと。プラン」にはご加入いただけません。
- 支払期日（後日からの30日目）経過後にお支払いいただく場合は、その経過日数に応じて年利10%の延滞利息を、原則として、延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてご請求させていただきます。なお、支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。（11日目以降は、支払期日翌日から起算した日数分の延滞利息を申し受けます。）また、延滞利息は、当該料金の3%を上限額とします。（詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。）

[ご契約に関する重要事項のご説明](#) >

入会金
年会費
無料

今すぐご登録ください。

● サービスご利用開始までの流れは[こちら](#) 動画も公開中！

中国電力 会員制WEBサイト

ぐっとずっと。 クラブ

ご入会は[こちら](#) >

会員の方は[こちら](#) >

毎月の電気料金がおトクになる料金メニューをご用意。

ご家族の人数や在宅時間など、ライフスタイルに合わせてお選びください。

電気をたくさん使う方におすすめ

ぐっとずっと。プラン

シンプルコース

※1

※2

「従量電灯A」で電気をたくさん使うご家庭なら

年間約**10,000円**おトクに!

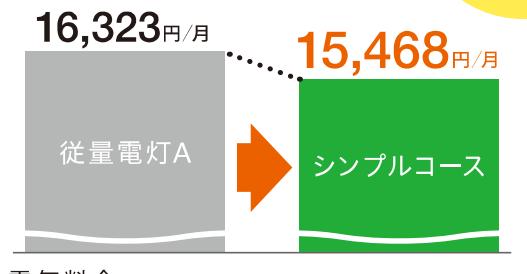
ご家族が多いご家庭や、昼間は家にいることが多いお客様など、
ご使用量が月平均400kWhを超えるお客様におすすめです。

毎月
約**850円**^{※2}
おトク

電気料金の時間帯区分



一律の電力量料金単価
時間帯により単価を区分せず、ひと月の合計のご使用電力量をもとに料金を計算します。ご使用電力量にかかわらず、電力量料金の単価は一律です。



電気料金 (1ヵ月の使用電力量が600kWhの場合)※2※3

料金単価

電力量料金	1kWh	25.78円
最低月額料金	1契約	1,650.00円

料金計算式

電力量料金	25.78円 × ご使用電力量
燃料費調整額	燃料費調整単価 × ご使用電力量
再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × ご使用電力量
合計金額	上記各金額の合計

○再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額の端数処理は、円未満切り捨てとなります。

○ご使用電力量に応じて算定した金額が最低月額料金(1契約1,650.00円)を下回る場合(使用開始月および廃止月を除く)は、最低月額料金に再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額をご請求します。

○料金単価は、消費税等相当額(10%)を含みます。

※1 電気サービス約款の電灯需要(最大需要容量6kVA未満)の適用範囲に該当する需要で、お客様が1年を通じてシンプルコースの適用を受けることを希望される場合に適用します。「ご契約に関する重要事項のご説明」(P29~30)をご確認のうえ、お申し込みください。

※2 ご使用電力量が月間600kWhで、「ぐっとずっと。クラブ」に入会し、シンプルコースを契約した場合の金額と、電気特定小売供給約款(2020年10月1日実施)に定める従量電灯Aを契約した場合(口座振替割引を適用しない場合)の金額の比較。

※3 金額は消費税等相当額を含み、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は含みません。

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

(昭和三十七年法律第百三十四号)

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に對し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に關し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るもの）を除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政

令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示
- 2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第九条 前条第一項の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

（返金措置の実施による課徴金の額の減額等）

第十条 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているもののからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置（以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

- 2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 実施予定返金措置の内容及び実施期間
 - 二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項
 - 三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に

実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。

- 4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。
 - 一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。
 - 三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。
- 6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
- 7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。
- 8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。
- 9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。
- 10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

第十一条 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

(課徴金の納付義務等)

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

2 第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3～6 (省略)

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関する報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (省略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (省略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

(公正取引委員会への権限の委任)

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。

ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要

景品表示法第5条（不当な表示の禁止）

不当な表示

○ 優良誤認表示（第5条第1号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

① 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示

② 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実に相違して競業事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

不実証広告規制（第7条第2項及び第8条第3項）

消費者庁長官は、商品・サービスの内容（効果、性能）に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

○ 事業者が当該資料を提出しない場合又は提出した資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合

- 第7条第2項（措置命令関連）に基づく資料提出要求：不当表示とみなす。
- 第8条第3項（課徴金納付命令関連）に基づく資料提出要求：不当表示と推定する。

○ 有利誤認表示（第5条第2号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

① 商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

② 商品・サービスの取引条件について、競業事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○ 商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（第5条第3号）

- ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- ② 商品の原産国に関する不当な表示
- ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- ④ 不動産のおとり広告に関する表示
- ⑤ おとり広告に関する表示
- ⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示
- ⑦ 一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示

課徴金制度の概要

目的 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令（第8条）

・対象行為：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

〔不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。〕

・課徴金額の算定：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。

・対象期間：3年間を上限とする。

・主観的因素：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らぬことにつき相当の注意を怠った者でないと認められることは、課徴金を賦課しない。

・規模基準：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

返金措置の実施による課徴金額の減額（第10条・第11条）

事業者が所定の手続に沿つて返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者から申出があった場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭を交付する措置。

1：実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

2：返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

3：報告期限までに報告

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額未満の場合
返金措置における金銭交付相当額が課徴金額以上の場合
課徴金額の減額
課徴金の納付を命じない

賦課手続（第13条）

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。
違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

制度開始日

平成28年4月1日

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第493号
令和6年5月28日

中国電力株式会社
代表取締役 中川 賢剛 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する家庭用の電気の小売供給のうち、「ぐっとずっと。プラン スマートコース」と称する電気料金を適用する電気の小売供給（以下「スマートコース」という。）及び「ぐっとずっと。プラン シンプルコース」と称する電気料金を適用する電気の小売供給（以下「シンプルコース」といい、これらを併せて「本件2役務」という。）の各役務の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）は、課徴金として金16億5594万円を令和7年1月6日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、中国電力は、自己の供給する本件2役務の各役務の取引に関し、それぞれ、本件2役務の各役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第2号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る役務は、本件2役務のうち別表1「役務」欄記載のスマートコース（以下「特定スマートコース」という。）

及びシンプルコース（以下「特定シンプルコース」といい、これらを併せて「特定本件2役務」という。）の各役務である。

イ(ア) 特定本件2役務の各役務について、中国電力が前記1の課徴金対象行為をした

期間は、それぞれ、令和4年4月1日から令和5年1月12日までの間である。

(イ) 特定本件2役務の各役務について、中国電力が前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する令和5年7月12日までの間に最後に取引をした日は、それぞれ、同年6月27日である。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、特定本件2役務の各役務について、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、それぞれ、令和4年4月1日から令和5年6月27日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした特定本件2役務の各役務に係る中国電力の売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、それぞれ、別表2「売上額」欄記載の額である。

エ 中国電力は、特定本件2役務の各役務について、それぞれ、当該表示の裏付けとなる根拠を十分に確認することなく、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、それぞれ、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第2号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、中国電力が国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの特定本件2役務の各役務の売上額に、それぞれ、100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した別表2「課徴金額」欄記載の額を合計した16億5594万円である。

よって、中国電力に対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

＜法律に基づく教示＞

1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌

日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- 2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があつた場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1

役務
スマートコースのうち、月平均の使用電力量が 400 kWh 以下の場合であって、スマートコースの電気料金が従量電灯 A の電気料金より安価にならなかったもの
シンプルコースのうち、月平均の使用電力量が 400 kWh を超える場合であって、シンプルコースの電気料金が従量電灯 A の電気料金より安価にならなかったもの

別表 2

役務	売上額	課徴金額
特定スマートコース	36,205,954,077 円	1,086,170,000 円
特定シンプルコース	18,992,445,823 円	569,770,000 円

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）は、広島市中区小町4番33号に本店を置き、電気の小売供給事業を営む者である。
 - 2 中国電力は、「従量電灯A」と称する電気料金を適用する電気の小売供給（以下「従量電灯A」という。）並びに「ぐっとずっと。プラン スマートコース」と称する電気料金を適用する電気の小売供給（以下「スマートコース」という。）及び「ぐっとずっと。プラン シンプルコース」と称する電気料金を適用する電気の小売供給（以下「シンプルコース」といい、これらを併せて「本件2役務」という。）を自ら一般消費者に提供している。
 - 3 中国電力は、一般消費者に対して電気を提供するに当たり、最低料金並びに電気の使用量に応じて計算される電力量料金、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合算額を電気料金として請求している。
 - 4 中国電力は、本件2役務に係る自社ウェブサイト及び「ぐっとずっと。Eサービスガイドブック」と称するパンフレット（以下「パンフレット」という。）における表示内容を自ら決定している。
- 5(1)ア 中国電力は、スマートコースを一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和4年4月1日から同年6月19日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「ご家庭のお客さまに最も多くご契約いただいている『従量電灯A』よりも、1年間で約1,200円※¹おトクになる新コースです。※²」、「電気のご使用量が比較的少なく、時間帯を気にせずに電気をご使用になりたいお客様（月平均ご使用電力量400kWh以下）におすすめです。」等と表示するなど、別表1「表示期間又は配布期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、少なくとも月平均の使用電力量が400kWh以下の場合のスマートコースの電気料金は従量電灯Aの電気料金より安価であるかのように表示していた。
- イ 中国電力は、シンプルコースを一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和4年4月1日から同月27日までの間、パンフレットにおいて、「『従量電灯A』で電気をたくさん使うご家庭なら年間約10,000円おトクに！※²」、「ご家族が多いご家庭や、昼間は家にいることが多いお客様など、ご使用量が月平均400kWhを超えるお客様におすすめです。」等と表示するなど、別表2「表示期間又は配布期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、少なくとも月平均の使用電力量が400kWhを超える場合のシンプルコースの電気料金は従量電灯Aの電気料金より安価であるかのように表示していた。

(2) 実際には、令和4年4月1日から令和5年1月12日までの間において本件2役務に適用される燃料費調整額が従量電灯Aに適用される燃料費調整額を上回るため、スマートコースにおいて月平均の使用電力量が400kWh以下の場合であってもスマートコースの電気料金が、また、シンプルコースにおいて月平均の使用電力量が400kWhを超える場合であってもシンプルコースの電気料金が、それぞれ、従量電灯Aの電気料金より安価にならない場合があった。

別表1

表示期間又は配布期間	表示媒体	表示内容
令和4年4月1日から同年6月19日までの間	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> 「電気料金を少しでも安くしたい。どのコースがおすすめなの？」 「電気料金が年間約1,200円※¹おトクに！」 「ご家庭のお客さまに最も多くご契約いただいている『従量電灯A』よりも、1年間で約1,200円※¹おトクになる新コースです。※²」 「電気のご使用量が比較的少なく、時間帯を気にせずに電気をご使用になりたいお客様（月平均ご使用電力量400kWh以下）におすすめです。」 <p style="text-align: right;">(別添写し1)</p>
令和4年6月20日から令和5年1月12日までの間		<p style="text-align: center;">同上</p> <p style="text-align: right;">(別添写し2)</p>
令和4年4月1日から同月27日までの間	パンフレット	<ul style="list-style-type: none"> 「電気代を少しでも安くしたい方におすすめ」 「『従量電灯A』から変更するだけで年間約1,200円おトクに！※²」 「電気のご使用量が比較的少なく、時間帯を気にせずに電気をご使用になりたいお客様（月平均ご使用量400kWh以下）におすすめです。」 「毎月約100円※²おトク」 「電気料金（1ヵ月の使用電力量が260kWhの場合）※²※³として、「従量電灯A 6,358円/月⇒スマートコース6,256円/月」と記載したグラフ <p style="text-align: right;">(別添写し3)</p>
令和4年4月28日から令和5年1月12日までの間		<ul style="list-style-type: none"> 「電気代を少しでも安くしたい方におすすめ」 「『従量電灯A』から変更するだけで年間約

表示期間又は配布期間	表示媒体	表示内容
		<p>1,200円おトクに！※²（燃料費調整額を除きます）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電気のご使用量が比較的少なく、時間帯を気にせずに電気をご使用になりたいお客さま（月平均ご使用量400kWh以下）におすすめです。」 ・「毎月約100円※²おトク」 ・「電気料金（1ヶ月の使用電力量が260kWhの場合）※²※³」として、「従量電灯A6, 358円/月⇒スマートコース6, 256円/月」と記載したグラフ <p style="text-align: right;">(別添写し4)</p>

別表2

表示期間又は配布期間	表示媒体	表示内容
令和4年4月1日から同年6月19日までの間	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> 「電気をたくさん使う家庭向けのおトクなコースはないの？」 「よりわかりやすく、よりおトクに。基本料金がなく、電力量料金の単価を一本化したシンプルなコースが登場しました。※¹」 「現在『従量電灯A』をご契約いただいているお客さまで、ご家族が多いご家庭や、昼間は家にいることが多いお客さまなど、電気のご使用量が月平均400kWhを超えるお客さまにおすすめです。」 <p>(別添写し5)</p>
令和4年6月20日から令和5年1月12日までの間		<p>同上</p> <p>(別添写し6)</p>
令和4年4月1日から同月27日までの間	パンフレット	<ul style="list-style-type: none"> 「電気をたくさん使う方におすすめ」 「『従量電灯A』で電気をたくさん使うご家庭なら年間約10,000円おトクに！※²」 「ご家族が多いご家庭や、昼間は家にいることが多いお客さまなど、ご使用量が月平均400kWhを超えるお客さまにおすすめです。」 「毎月約850円※²おトク」 「電気料金（1ヵ月の使用電力量が600kWhの場合）※²※³として、「従量電灯A 16,323円/月⇒シンプルコース 15,468円/月」と記載したグラフ <p>(別添写し7)</p>
令和4年4月28日から令和5年1月12日までの間		<ul style="list-style-type: none"> 「電気をたくさん使う方におすすめ」 「『従量電灯A』で電気をたくさん使うご家庭なら年間約10,000円おトクに！※² (燃料費調整額を除きます)」 「ご家族が多いご家庭や、昼間は家にいることが多いお客さまなど、ご使用量が月平均4

表示期間又は 配布期間	表示媒体	表示内容
		<p>0 0 k Wh を超えるお客さまにおすすめです。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「毎月約 8 5 0 円※²おトク」 ・「電気料金（1 カ月の使用電力量が 6 0 0 k Wh の場合）※²※³」として、「従量電灯 A 1 6 , 3 2 3 円/月 ⇒ シンプルコース 1 5 , 4 6 8 円/月」と記載したグラフ <p>(別添写し 8)</p>